

研究ノート

地域住民と教職員の学校施設開放への期待感の違いに関する一考察

キーワード：『生涯学習』『社会教育』『学校開放』『施設開放』『学社連携』

有野 正樹

ARINO, Masaki

(明星大学大学院)

はじめに

平成18年に改正された教育基本法は、新しい時代の教育理念を打ち出し、生涯学習、社会教育の分野にも大きな変化をもたらそうとしている。「生涯学習の理念」が第3条で明確に位置づけられ、「家庭教育（第10条）」、「幼児期の教育（第11条）」、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力（第13条）」という社会教育分野と密接に関係する条文が新設された。また、平成20年には社会教育法が改正され、学校、家庭、地域の連携を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務として明確に位置づけられた。

このような状況の下、地域住民の最も身近で利用しやすい施設である学校施設を、地域に開放することで、地域と学校との協力関係が強まるのではないかと注目されている。

様々な学習機能を備えた学校施設を地域の中心的な学習施設として活用することで、地域住民間の交流が促進されるだけでなく、地域と学校との一つの接点が生まれ、そこから地域と学校との交流が深まることが期待される。子どもは地域社会の中で様々な影響を受けて育っていることから、学校が適切に教育活動を展開するためにも、地域社会との良好な協力関係を築き、地域社会とともに発展していく必要がある。

学校施設の開放は明治時代から実施されているが、これからの学校施設の開放は生涯学習社会に生きる地域住民の多様なニーズに応えるという観点だけでなく、地域社会全体で子どもを育てる環境を整えるという観点から見直し、従来とは違った意味での学校施設の開放を考える必要があるだろう。

しかし、地域住民と学校教職員との間で、学校施設の開放に伴う効果に対する期待感には温度差があるように感じられる。そこで本稿では、学校施設の開放の理念を明らかにした上で、地域住民及び学校教職員に対して学校施設の開放に関する調査を行い、学校施設を開放していくにあたっての問題点を明らかにしていくことを研究の目的とする。

行政職員である学校事務職員は、学校運営が組織的かつ円滑に行われるよう、教育に関する事務や施設の管理を担当し、学校内の調整だけでなく、学校の情報処理の基点として教育委員会や地域住民との間に立って様々な事柄に携わっている。つまり、学校にかかわる人と人、人と物を結びつける役割を担っているのである。学校施設の開放においても、学校事務職員が行政的な視点から、学校と地域住民との間に立って調整を行う必要がある

ことから、本研究で対象とする教職員については学校事務職員を中心に考察する。

なお、いわゆる「学校開放」という言葉からは、ハード面の施設開放と、ソフト面の機能開放という二つの意味が考えられるが、本稿では主に施設開放のことについて論ずる。

1. 学校施設の開放の制度的枠組み

1.1 学校施設の開放に関する法律

学校の施設（体育館、校庭、教室等）や教育機能（講師派遣、情報提供等）を地域の教育のために広く活用するとともに、子どもの健やかな成長発達を促すような地域づくりに貢献することを目的として、現在では多くの自治体が学校開放に取り組んでいる。

ここでは数多くある法律の中から次に示す法律を学校開放に関する主な法律と考え、それぞれの法律の中から学校施設の開放に関する条文を概察する。

1.1.1 教育基本法

教育基本法は、形式的には学校教育法、社会教育法等の他の教育関係法と等位に位置づけられるが、日本の教育制度を貫徹する基本理念を示した法律であることから「教育の憲法」とも称され、最高裁判所においても教育基本法を他の教育法規とは一線を画する重要な法律と位置づけている。このように準憲法的な性格を持つ教育基本法において、学校施設の開放について次のように定めている。

第 12 条第 2 項

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

教育基本法第 12 条は「社会教育」に関することを定めた規定であるが、近年の科学技術の進歩や長寿化が進み、人々の生涯に渡る継続的な学習の需要も高まる中で、社会教育に関しても学習の場や内容、方法の多様化が改めて求められている。

国民全体の教養を高めるためには社会教育が重要であることを当然の前提とし、生涯学習に関する第 3 条の規定を受け、国及び地方公共団体がこれを奨励すべきであるということを第 1 項で規定した上で、第 2 項は国及び地方公共団体が社会教育施設の設置すること及び学校施設を社会教育の振興のために開放するよう努力義務を課しているのである。

教育基本法は、教育の基本理念を示した法律であり、制定されただけでその趣旨が実現されるものではない。この規定をより具体的なものとするため、学校教育法、社会教育法等においても学校施設の開放について定めている。

1.1.2 学校教育法

学校教育法は、憲法及び教育基本法に基づき、学校教育制度の基本を定めた法律であるため、学校施設の開放についても次のように定め、教育基本法との整合性を保っている。

第 137 条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

学校教育法第 137 条は、国民学校令第 31 条に対応するものであるが、戦後の復興においては、国民全体の教養を高める社会教育を重視する必要があるとの観点から設けられたものである。制定当初は、学校施設を社会教育の方面に利用する根拠を示すものとして意味があったが、社会教育法等の法令が整備されたことにより、現在では訓示的な意味を持つに過ぎなくなっている。

また、教育基本法第 12 条第 2 項では「努めなければならない」と学校が施設を開放することに努力義務を課していたが、学校教育法第 137 条では「利用させることができる」とどちらかといえば消極的な規定になっている。

しかし、教育基本法は国及び地方公共団体を対象にしているのに対して、学校教育法は第 2 条で「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」と定め、国公私立の学校を問わず、「学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」と学校施設を社会教育の方面に利用する根拠を示していることから、現在でも一定の意義がある条文となっている。

1.1.3 社会教育法

社会教育法は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、国及び地方公共団体が任務として行う社会教育の内容を具体的に明らかにすることを目的とした法律である。

社会教育は、「学校教育法で定める学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」であり、人々の自由な活動によって行われるべきものである。

国及び地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な諸条件を整備するよう努めなければならないとされ、その具体的な内容の一つとして、「学校施設の利用（第 6 章）」という章を設け、この章の適用範囲を「国立又は公立の学校」と限定した上で次のように定めている。

第 44 条第 1 項

学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

社会教育法第 44 条第 1 項は、学校施設は学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、国公立学校のもつ公共性という立場から、学校の管理機関が所管する学校を「社会教育その他公共のために利用させることができる」という立場以上に、積極的に「利用に供するように努めなければならない」と国公立学校の管理機関に努力義務を課し、社会教育のための利用を促進すべきとして必要な規定をしている。

1.1.4 学校図書館法

学校図書館法は、戦前の学校における学校図書館が学校教育の主流主軸ではなく、余暇利用の読物指導の施設といった付隨的な存在であったため、前後の学校図書館を「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」と位置づけ、国公私立の区別は問わず、「小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校教育の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられた学校の設備」であると定義している。

そのような目的のために設けられた学校図書館は、地域社会にとっても情報の拠点であり、人々の潜在的な能力を開発することに寄与し、社会参加を支援する機能を持っていることから、次のように定め、地域の人々が学校図書館を利用できるようにしている。

第4条第2項

学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

1.1.5 スポーツ振興法

スポーツ振興法は、スポーツの振興に関する基本的事項を明確にし、「心身の健全な発達と、明るく豊かな国民の生活の形成に寄与することを目的」に制定された法律である。

スポーツという文化は、本質的にはスポーツを愛好、享受する人々の自発性や主体性といったものが尊重されるべきものである。国及び地方公共団体は、人々が「自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件を整備に努めなければならない」とされており、具体的な取り組み内容の一つとして、国公立学校の体育施設について次のように定めている。

第13条第1項

学校教育法に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

スポーツが発展し、持続的に行われるようになるには、ただ単に身近なところで誰でも気軽にスポーツをすることができる場所があるだけでは不十分であり、様々な設備や機能を持っている施設が必要となる。

スポーツ振興法第13条第1項は、人々の身边にあり、様々な設備や機能を合わせ持っている学校の体育施設を、積極的に「利用に供するよう努めなければならない」と国公立学校の管理機関に努力義務を課し、スポーツ諸活動のための利用を促進すべきとして必要な規定をしている。

1.2 答申等による学校施設の開放の位置づけ

学校施設の開放に関する考え方は古く、明治には文部省普通学務局の「小学校の校舎校地等の使用に関しては、公衆体育や集会のために体操場や校舎を、教育上障害のなき限り、相当取締の下に便宜認可を与ふるの方針を執られべし」という通牒もあるが、前述のとおり学校施設の開放に関する法律が戦後改革期に制定されたという点から、現在の学校開放の理念は、戦後改革期に一つの源があると考えられる。

昭和 20 年の文部大臣訓示において「教職員が学校教育以外の社会教育に従事すること、学校の施設を一般に開放し利用させるなどの努力を望む」と述べたものが戦後改革期において学校施設の開放に関する最初の文言である。これを発端として、学校施設の開放に関する政府文書が今日までに何度か出されている。

昭和 28 年の社会教育審議会『学校開放活動促進方策について』では、「国際社会に復帰した日本の国民全体の教養を高めたり、品格の向上を図ることが緊急の要務であり、そのために社会教育の向上が要請されるが、現今の日本の経済力では各種の施設を急造することが困難だから、比較的整備されている学校施設を社会教育のために最高度に活用することが現下の最も賢明かつ重要な方策である」と戦後の復興が終わらず、経済力の弱い現状での社会教育施設の代替施設として学校施設を位置づけた。

昭和 48 年の社会教育局長通知『子どもの遊び場の確保について』では、「子どもの遊びは、その自主性、自発性、自治性にもとづき、子どもが集団生活を経験し、その中で自己主張と自己抑制の訓練をすることによって社会生活の基礎をつちかい、個性の伸長と社会性のかん養に役立つものであり、子どもの心身の成長の過程で欠くことのできない場所である」とし、学校の校庭を社会教育活動における子どもの遊び場として位置づけた。

昭和 51 年の文部事務次官通知『学校体育施設開放事業の推進について』では、「国民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があるが、近年、生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する国民の欲求は急激に高まりつつある。このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、学校教育に支障のない限り、学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要がある」と人々のスポーツ活動の拡大に対し、公共体育施設の整備が不十分であったため、学校の体育施設を地域のスポーツ施設として位置づけた。

昭和 62 年の臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』では、「公立の小学校、中学校、高等学校の施設は、地域社会の共同の財産であり、その施設が空いている場合、これらの施設を可能な限り社会教育事業等のために活用することを一層積極的に推進する」必要があると指摘し、学校施設は地域の共同財産であると位置づけた。

平成 10 年の中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』では、「教育委員会が管理運営している教育機関、例えば、学校や公民館は、地域住民に身近な公共の施設であり、地域コミュニティ形成の拠点としての重要な役割を担うことが求められる。

特に、住民の日常生活圏に最も身近に存在する学校は、学校教育の実施という本来の機能を前提として、地域住民の生涯学習やコミュニティ活動の拠点としても、その資源を有効に活用していくことが重要である」とし、同年の生涯学習審議会答申『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』では、「地域社会の核としての開かれた学校を作ることや、学社融合の観点から、学校施設・設備を社会教育のために利用していくことが必要である。余裕教室等を利用するなど学校施設を社会教育の場に提供することにより、児童、生徒と地域社会との交流が深まり、地域社会の核としての開かれた学校が実現する。また、特に学校体育施設については、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設であり、学校体育施設の地域社会との共同利用化を促進し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図ることも重要である」と地域住民の身近にある学校施設を、地域の中心的な社会教育施設として開放する必要があると指摘している。

2. 学校施設の開放に関する意識調査

2.1 調査方法

調査主体は、筆者である。調査は、平成 22 年 7 月から 8 月にかけて、多肢選択式及び自由記述式の無記名式調査用紙を、社会教育団体及び A 市立小中学校に勤務する学校事務職員に郵送にて配布した。

2.2 調査対象者

- (1) 主に A 市内の学習文化施設及び体育施設で文化活動及びスポーツ活動を行っている団体の代表者 70 名中 32 名 (45.7%) の回答を得た。
- (2) A 市立学校に勤務する学校事務職員 18 名中 11 名 (61.1%) の回答を得た。

2.3 研究対象地の概要

A 市は都心から 40~50km 圏に位置し、二つの川を軸とする緩やかな丘陵に囲まれた丘陵部と、山岳部から形成された人口約 8 万人、面積約 73 km² の都市である。

平成 13 年に総合計画を策定し、「生涯学習の振興」を施策の一つとして掲げている。その中で「市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会のさらなる振興をめざし、生涯学習推進計画の策定や拠点整備、民間教育事業者との協力を図り、体系的な生涯学習の推進に取り組む必要がある」と課題及び目標を設定している。また、平成 16 年に策定した生涯学習推進計画では、市内で文化活動やスポーツ活動を行っている約 900 団体が「いつでも、どこでも、だれもが学べる場」を整備することを基本目標に定めている。

これらの計画を基に社会教育施設等の整備を進めた結果、現在では文化活動等を行うことができる学習文化施設は小学校区ごとに設置されている。また、図書館及び屋外体育施

設については6中学校区のうち5中学校区に設置され、屋内体育施設については6中学校区のうち4中学校区に設置されている。このことから、現在のA市は社会教育施設が整った地域と考えることができるだろう。

また、学校施設の開放については「地域の生涯学習施設としての利用も含め、地域開放に向けた整備について検討する」としており、社会教育活動の場の更なる整備を進めている。

図表1 A市の小学校区及び中学校区における社会教育施設等の設置状況

小学校区	中学校区	図書館	学習文化施設	屋内体育施設	屋外体育施設
B 小学校	N 中学校		○	○	○
C 小学校			○	○	○
D 小学校	○ 中学校		○		
E 小学校		○	○		
F 小学校	P 中学校	○	○		
G 小学校			○		
H 小学校	Q 中学校	○	○		
I 小学校			○	○	○
J 小学校	R 中学校	○	○	○	○
K 小学校	S 中学校	○	○		○
L 小学校		○	○		○
M 小学校		○	○		

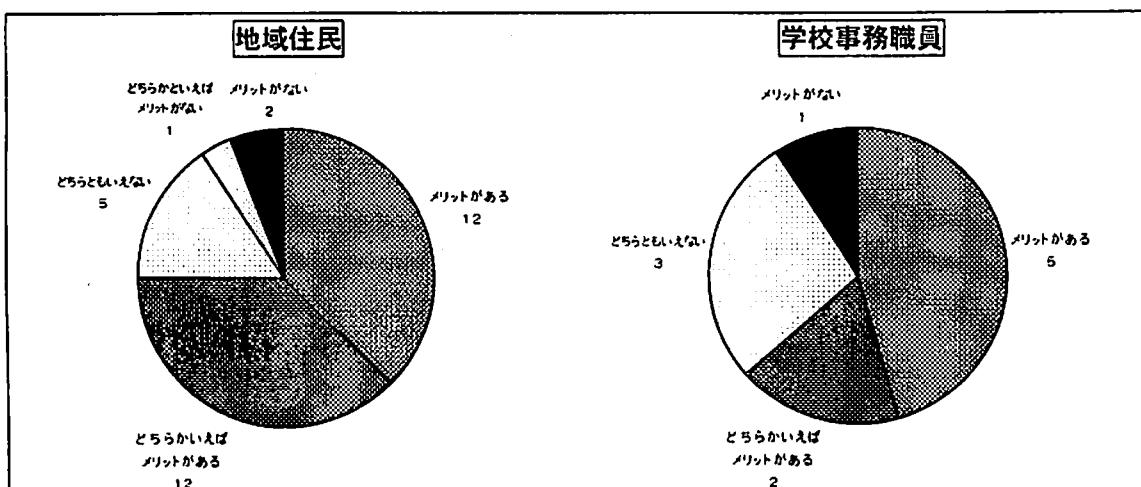
2.4 調査の結果及び考察

2.4.1 地域への効果に関する項目

「学校施設を開放することで“地域”にメリットがあると思いますか」という問い合わせに対して、「メリットがない」、「どちらかといえばメリットがない」という回答の合計は、地域住民は3人、学校事務職員は1人であるのに対し、「メリットがある」、「どちらかといえばメリットがある」という回答の合計は、地域住民は24人、学校事務職員は7人であることから、学校施設を開放することで地域にメリットがあると多くの地域住民及び学校事務職員が考えているという結果であった。このことから、学校施設を地域に開放することによって、身近な社会教育活動の場が増えるといった地域へのメリットがあるということは、今日では地域住民及び学校事務職員の共通認識になっていることがわかる。

自由記述欄を見ると、「身近な社会教育活動の場が増える」、「施設の有効活用になる」、「地域の活性化に繋がる」という回答が多く見られた。しかし、学校施設は子どもたちが学校教育を受けることを目的に造られた施設であるため、大人が社会教育活動を行うためには設備が不十分であることやA市は社会教育施設が充実していること等の理由から、積極的に学校施設を利用したいという地域住民の回答は少ない。また、夜間に施設を貸し出した場合の近隣住民への騒音等といった地域へのデメリットを心配する回答も見られた。

図表2 学校施設を開放することで“地域”にメリットがあると思いますか



2.4.2 学校への効果に関する項目

地域住民に行なった調査では、「学校施設を開放することで“学校”にメリットがあると思いますか」という問い合わせに対して、「メリットがない」、「どちらかといえばメリットがない」という回答の合計は9人であるのに対し、「メリットがある」、「どちらかといえばメリットがある」という回答の合計は12人であることから、学校施設を開放することで学校にメリットがあると考えている人が多い。自由記述欄を見ると、「地域住民の学校教育への関心が高まる」、「学校と地域の交流が活発になる」という理由が多く見られた。

一方、学校事務職員では、「メリットがある」、「どちらかといえばメリットがある」という回答の合計は4人であるのに対し、「メリットがない」、「どちらかといえばメリットがない」という回答の合計は7人であることから、学校施設を開放することで学校にメリットがないと考えている人が多いという結果であった。

地域住民は、学校施設を開放することによって地域住民の学校教育への関心が高まり、学校（子ども）と地域（大人）の交流が活発になり、様々な教育活動の展開が可能になると考え、学校にメリットがあると考えている人が多いのに対し、学校事務職員は学校施設を地域に開放することによって学校にメリットがあると考えている人は少ない。

その理由としては、利用者のマナーの悪さが最大の原因であると考えられる。多くの事務職員が、過去に学校を開放したことにより施設や物品を破損されたといった被害にあつておらず、マナーの悪い利用者による施設や物品の破損があった場合、夜間の貸し出しであれば翌日の授業で使用できなくなってしまうため、サークル活動等で学校施設を利用されることは学校教育に支障があると考えているのである。

確かに、学校施設を広く地域に開放したが故に、学校教育に支障が出ることや学校内で子どもたちを巻き込んだ事件が起こることは絶対に避けなければならず、マナーの悪い利用者によって施設や物品を破損された場合のデメリットも想定される。しかし、学校施設を地域に開放することにより、地域住民の学校教育への関心が高まることが期待できると

いうことは地域住民への調査結果を見れば明らかである。

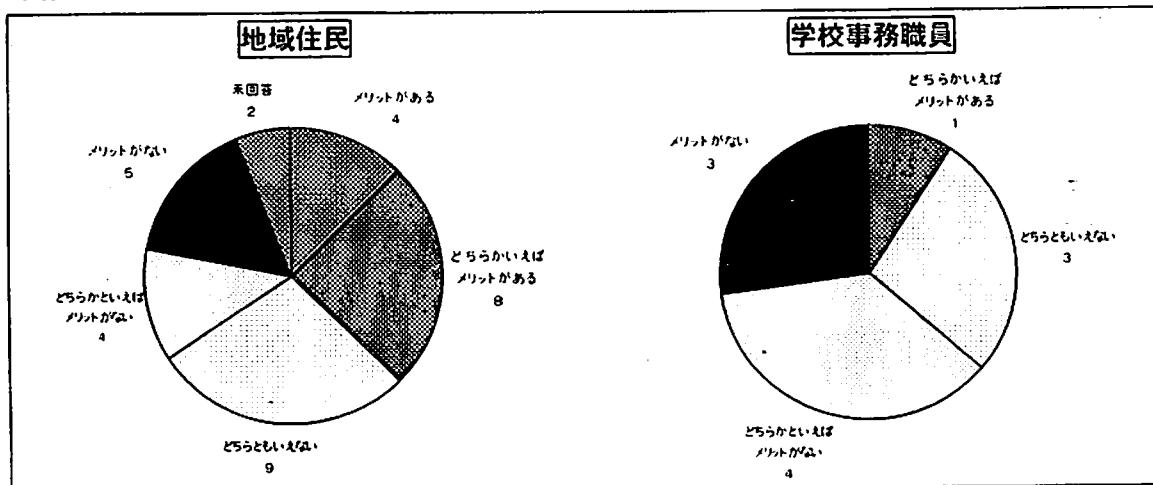
子どもたちを取り巻く社会環境は、国際化や情報化、価値観の多様化等の影響を受け、常に変化を続いている。子どもは地域社会の中で様々な影響を受けて育っていることから、学校が適切に教育活動を展開していくためには、地域社会と良好な関係を築き、地域社会と共に発展していくことが不可欠である。

自ら学び、自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の「生きる力」を身につけさせるためには、地域の人々から多くの知恵や技術を提供してもらい、学校、地域、家庭が相互に連携しながら様々な教育活動を展開していく必要があるだろう。

そのためには、地域住民の学校教育への関心を高め、学校と地域の信頼関係を築き上げていくことが不可欠である。平成10年の中教審答申『今後の地方教育行政の在り方について』においても、「保護者や地域住民の信頼を確保していくためには、学校が保護者や地域社会に対して一層開かれたものとなることが必要」であると指摘している。

施設や物品の破損といったデメリットに比べ、子どもたちを地域で教育していく環境を整えることができたときのメリットのほうがはるかに大きいということを、学校事務職員は理解し、積極的に学校施設を開放するという意識へと転換する必要があるだろう。

図表3 学校施設を開放することで“学校”にメリットがあると思いますか



3. 現代における学校施設開放の意義と課題

3.1 学校施設開放の意義

本来、学校施設は学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、前述のとおり学校施設の開放に関する政策文書は現在に至るまで継続して出されている。

戦後改革の過程において、学校施設の開放が取り上げられたのには二つの側面があったと思われる。一つは、学校施設の開放は明治から続くものであることから、地域における社会教育振興において学校施設の位置づけが大きく認識されていたことである。もう一つは、戦後の混乱期において、公共社会教育施設の整備がままならないという財政事情への

現実的対応として学校施設が使われたということである。

しかし、社会教育施設が整備された現在においても、地域住民が身近な場所で多様な学習を行う上で極めて有効であることや、学校、家庭、地域社会が連携し、協力することの重要性、地域のもつ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、子どもの遊び場、高齢者をはじめとする地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の開放が行われている。

学校は地域住民の最も身近な公共施設であり、地域に貢献し得る様々な機能を持っている。本来、学校施設は学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、国公立学校のもつ公共性という立場から、学校が地域の社会教育において果たすべき役割は今後一層深まると思われる。

また、公共施設には市役所、公立学校、病院、学習文化施設、体育施設等の様々な施設がある。政府や地方公共団体が日本国内に所有する施設の延べ床面積は約4億9,000万m²にもなり、このうち小学校及び中学校が占める割合は半数にものぼる。

これらの公共施設の築年数別整備状況を見ると、昭和50年頃のオイルショックまでと平成60年頃から平成6年頃までのバブル期に建てられた施設が多い。一般的に建築物は築後20年で設備類の1回目の修繕が必要となり、築後30年で建築面での1回目の修繕及び設備類の2回目の修繕が必要であるといわれている。平成22年には、築年数30年以上を経過した施設が全体の半数に達することから、地方公共団体は公共施設の維持に非常に多くの修繕コストがかかる時期を迎えている。

しかし、地方公共団体の財政状況は極めて厳しく、公的債務の残高は国と合わせて約700兆円以上と危機的状況であることから、これらの老朽化した施設の維持保全及び改築が大きな課題になっており、これまでのような新たな社会資本整備はできるだけ抑えいく必要がある。

一方で、生涯学習社会に生きる地域住民の多様なニーズに応えるために、社会教育活動の場を整備することを進めていかなければならない責務を地方公共団体は負っている。このような状況の下では、これまでのような新規投資ではなく、既存の学校施設の有効活用や改修することによって、施設そのものの価値を高めていくことが必要であることから、学校施設の整備及び見直しを行なうということは、今後の地方自治体の重要な経営戦略にかかわる問題であることができるだろう。

しかし、地域住民は積極的に学校施設を利用したいとは考えていないことが本調査で明らかになった。今後は、地方公共団体の財政状況は極めて厳しく、新たな社会教育施設を建設することは非常に難しいことから、地域住民のニーズに応えられるだけの社会教育施設を確保するためには、学校施設を活用する必要があることを地域住民に周知していく必要があるだろう。

また、新たに学校施設の改修計画を行う際は、地域住民の学校施設の利用が増加し、地

域住民が学校をより身近に感じることができるように、地域全体の社会教育施設の分布を考慮に入れ、学校施設の開放部分を専門化及び高度化し、多様な社会教育活動のニーズに応えることができるようとする必要があると考える。

3.2 学校施設開放の課題

生涯学習へのニーズが高まる今日において、行政の限られた財源の中で社会教育活動の場を拡大するためには学校施設の有効活用が必要であり、そのためには地域住民が学校施設を利用する上でのルールの遵守を徹底させるとともに、教職員に学校施設を開放することは学校にとってもメリットがあると考えさせることが急務である。

教職員には、過去に「施設や物品の破損があった」ことや「利用者のマナーが悪い」ことから、学校施設を「貸し出したくない」という意識が根底にあると考えられる。また、地域住民の回答には「地域と学校の交流が深まる」といった記述が見られたのに対し、学校事務職員の回答にはそういった回答が一切見られなかったことから、学校施設の開放によって地域との交流が深まり、教育効果が生まれることへの期待感が薄いことがわかる。

しかし、学校施設の開放を機に学校と地域社会との交流が深まり、多様な教育効果を生み出したという事例も多く報告されていることを考えると、研修等で教職員に学校施設の開放による学校へのメリットを周知していく必要があるだろう。

また、前述した学校施設の開放に関する主な法律では、国公私立いずれの学校においても、法律に基づき学校施設の開放をするとできるとされ、学校という施設を一般に公開して、公共の利益のため、生涯学習社会の構築のために役立てるべきであるとの理念が受けられた。図表4は「適用範囲」と「条文の文末」を表したものである。

これらの法律の学校開放に関する条文を見ていくと、「国及び地方公共団体」即ち国公立学校を規定した法律（教育基本法、社会教育法、スポーツ振興法）と、私立学校も法律の適用範囲に含んだ法律（学校教育法、学校図書館法）とでは、条文の文末に大きな違いが見られる。国公立学校を規定した法律については、「させることができる」であるのに対し、適用範囲を国公立学校に限定した法律については、「努めなければならない」と努力義務を課しているのである。

努力義務規定は、これに反する行為を違法とするものではなく、基本的に当事者の自発的履行に期待するものであり、遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられているものであるが、学校の中でも税金によって運営される国公立学校は特に公共性が強いことから、国公立学校は地域のために積極的に社会教育のための利用を促進するよう「努めなければならない」と規定されているのである。

法律を遵守する立場にある国公立学校は、学校施設を開放するよう「努めなければならない」義務を負っているのであるから、そこに勤める教職員は法律の理念を理解し、積極的に学校施設を開放するという意識を持つことが望まれる。

図表4 学校施設の開放に関する主な法律

法 律	適用範囲	条文の文末
教育基本法 第12条第2項	国立・公立	努めなければならない。
学校教育法 第137条	国立・公立・私立	させることができる。
社会教育法 第44条第1項	国立・公立	努めなければならない。
学校図書館法 第4条第2項	国立・公立・私立	させることができる。
スポーツ振興法 第13条第1項	国立・公立	努めなければならない。

[文献リスト]

- 赤尾勝巳, 1998『生涯学習概論－学習社会の構想－』関西大学出版部
- 星野晃一, 1999「生涯学習時代における中学校のあり方－生涯学習に関する意識調査から－」『宇都宮大学生涯学習教育研究センター研究報告』第6-7合併号, pp. 49-74
- 星野繁, 1999「生涯学習社会における学校施設の開放 - 主に余暇教室の現状と方向性に着目して」『宇都宮大学生涯学習教育研究センター研究報告』第8号, pp. 23-45
- 橋本勇, 2006『新版逐条地方公務員法第1次改訂版』学陽書房
- 樋口修資, 2008『教育行政と学校経営－改正教育基本法下の公教育制度の理念と構造－』明星大学出版
- 岸悦男, 1993「戦後の東京都社会教育行政の変遷 - 基本方針からみた行政の変化 - 」『東京女子体育大学紀要』第28号, pp. 53-59
- 松本英昭, 2002『新版逐条地方自治法第1次改訂版』学陽書房
- 望月伸一, 2005『公立学校の施設マネジメント戦略』ぎょうせい
- 荻野亮吾, 2007「学校・家庭・地域の連携・協力における推進担当者の役割に関する考察」『東京大学生涯学習・社会教育学研究』第32号, pp. 23-32
- 尾崎正峰, 2008「地域スポーツと学校開放」『一橋大学スポーツ研究』第27号, pp. 27-34
- 坂田仰, 2007『新教育基本法 全文と解説』教育開発研究所
- 佐藤晴雄, 2004「学校と地域の連携をめぐる学校事務職員の意識 - 家庭・学校・地域社会の連携に関する研究(3)」『帝京大学文学部紀要』第29号, pp. 31-55
- 鈴木眞理・松岡廣路, 2003『生涯学習と社会教育』学文社
- 高階玲治, 2007『教育基本法の改正で教育はどう変わるか』ぎょうせい
- 高島秀樹・神山敬章, 2009『生涯学習概論』明星大学出版部
- 恒吉紀寿, 1995「生涯学習施設としての学校に関する検討：北海道の小学校・中学校の施設活用の事例を通して」『北海道大学社会教育研究』pp. 23-36
- 渡辺暁彦, 2007「教育研究集会のための公立学校施設の目的外使用と管理者の裁量権の範囲」『同志社法学』第59号, pp. 271-297